

日弁連「カナダにおけるクラスアクションの実情調査報告書」について

2011年3月31日
弁護士 大 高 友 一

1. はじめに

2010年9月 日本弁護士連合会による現地調査
カナダ オタワ (オンタリオ州)
クレームアドミニストレーター
バンクーバー (ブリティッシュコロンビア州)
法律事務所 (原告側・被告側)
元裁判官
主としてブリティッシュコロンビア州におけるクラス訴訟の実情について調査を行った。

2. ブリティッシュコロンビア州のクラス訴訟制度の概要

- ・アメリカ合衆国におけるクラスアクションと同様、オプトアウト方式を基本とする。
- ・クラス構成員に共通する争点 (common issues) に関する判断を行う段階とクラス構成員の個々に生じる個別争点 (individual issues) に関する判断を行う段階の二段階にクラス訴訟の手続が明確に分けられており、このうち、共通争点に関する裁判所の判断についてはオプトアウトしなかったクラス構成員全員を拘束するとする一方、個別争点の判断については手続に参加したクラス構成員についてのみ行うとされている点に大きな特徴を有する。
- ・原告側が共通争点に関する判断において勝訴した場合において、クラス構成員全員の損害額合計を個々のクラス構成員による立証を要せずに確定できるような時は、二段階目の個別争点に関する判断を行う段階を経ずに損害額全額の支払いを被告に命じることができるとする総額賠償 (Aggregate awards) の制度が設けられている点も大きな特徴の一つ。

3. クラス訴訟になじむ事案の類型 (別紙1)

- ・共通争点がある一方、個別争点が少ないか、もしくは証拠から容易に個別争点の認定ができるような事案は、クラス訴訟にもっともなじむ。
- ・一方、二段階方式を採用しているため、個別争点も重要な事案であっても、共通争点の支配性が問題とならずクラス訴訟とすることが可能。
- ・総額賠償の仕組みがあることによって、低額被害事案であっても実効的な被害者救済につながる和解をしうるので、クラス訴訟が有効に機能する。
- ・虚偽表示事案については、実体法レベルで一定の対応をしないとクラス訴訟では対応が困難。
- ・個々の請求額がきわめて多額に上る場合には、クラス訴訟がなじまないと考えられる場合もある。

4. クラス訴訟の実情

(1) 訴訟提起数およびその解決手法

- ・ブリティッシュ・コロンビア州とオンタリオ州において1995年の法制定時から2004年9月までの間に行われたクラス訴訟のうち明らかになっているものの統計は以下の表のとおりである*1。

	ブリティッシュ・コロンビア州	オンタリオ州
2001年までに提起されたクラスアクションの総数	少なくとも108	少なくとも280
クラス認証の意見聴取が行われた件数	62	145
クラス認証がなされた件数	52	106
意見聴取でクラス認証が争われた件数	36	86
クラス認証が争われた後に、クラス認定がなされた件数	25	47
当事者の同意によるクラス認証の件数	27	59
クラス認証への同意が、和解目的で行われた件数	18	34
クラス認証のあとに和解に達した件数	9	18
本案に関する事実審が行われた件数	2	10
事実審で請求が棄却された件数	2	4
事実審で請求が認められた件数	0	6

(2) クラス訴訟における解決の傾向

- ・アメリカ合衆国と同様、クラス認証を得た事案の和解率は高い（9割程度）
- ・ただし、クラス認証が得られない事案の割合が比較的高く（4～5割程度）、クラス訴訟を起こせば必ず勝てるという状況にはない。
- ・結果、当事者が最も激しく争うのはクラス認証段階であることが多い。

(3) 和解の時期

- ・クラス訴訟における和解の多くは、クラス認証後、共通争点に関する判断がなされる前になされている。
- ・クラス認証がなされる可能性が高い事案などでは、クラス認証の審理段階から双方代理人間で事実上の和解協議がなされ、クラス認証の申請と同時に和解承認の申請がなされることも少なくない（和解事例③はクラス認証審理段階で和解協議がなされた典型）。

(4) 和解の具体的内容（別紙2）

- ・クラス訴訟における具体的な和解内容については、個々の事案における特性に応じて様々で、別紙2の和解事例の三つの事案でも、それぞれ異なった手法でクラス構成員に対する賠償金額及びその分配方法を定めている。
- ・もっとも、被告の責任の上限を確定させるという趣旨から（これが、被告側

*1 Jim Macmaster "Class action Settlements: 10th Anniversary Perspectives on the Canadian Experience, Appendix A (Dixon 弁護士提供資料) による

の和解に応じる最大のメリットである)、被告の支払総額を何らかの形で確定させるような和解(例えば、支払総額をファンドの形で被告に拠出させ、それ以上の責任を被告に負担させないなど)がなされることが通常。

- ・被告が負担する賠償総額だけでなく、分配方法やクラス構成員の請求方法、疑義がある場合の処理といった手続面についても詳細に定める。
- ・クラス構成員の氏名が容易に特定できる事案かどうかは和解内容に大きな影響を与える。例えば、和解事例①では、クラス構成員が基本的に全て特定されているので、賠償額相当の小切手を直接送付するという分配方法が採用された。一方、和解事例③のように基本的に被害者が特定できない事案では、被害者からの申請を促すために効果的なクラス構成員に対する通知公告の方法が和解においても重要となる。

(5) 和解による分配手続の実情

- ・実際の分配手続は、原告側弁護士(和解事例①)や被告企業が行うこともあるが、裁判所が選任したクレーム・アドミニストレーター(Claim Administrator)の業務を行う業者が主宰することが多い(和解事例②③)
- ・クレーム・アドミニストレーターに与えられる誰にいくら支払うかについての裁量は、和解条項の定め方による。決められたとおりにしか支払うことができない場合もあれば、損害額を算定して自ら仲裁をして決定をする裁量まで与えられている場合もある。
- ・被害者からの申請を認めるかどうかに必要な証拠も、原告側と被告側の和解協議によって、宣誓供述を活用して商品を購入した領収書を不要としたり、症状の程度によっては医師の診断書を不要にしたりして、簡略化する運用もなされている(和解事例③)。

(6) クラス訴訟における総額賠償制度の有効性

- ・クラス訴訟制度が導入されてから今日に至るまで、BC州において総額賠償が採用された決定の実例はない。
- ・しかし、クラス訴訟として提起された事案のうち総額賠償が適用可能な事案は25パーセントくらいはあるとのことであり、クラス訴訟の対象事案類型としては一つの大きな類型を形成。
- ・申請率が低くなると予想される低額被害事案においては、この総額賠償の規定が有効な和解をするための動機となりうる。

5. 参考文献等

2010年調査の報告書は日弁連ホームページより入手可能

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/shohisha.html>

その他の参考文献として

大村雅彦「カナダの二段階型クラスアクションの構造 ブリティッシュ・コロンビア州を中心として」(消費者庁「第11回集团的消費者被害救済制度研究会」配付資料3(平成22年7月8日))

大村雅彦「カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(上)(下)」(NBL911-34、912-82)

(別紙 1)

参考ケース

ケース 1

X銀行は、顧客に融資するときに、事務手数料として違法に顧客から100ドルを徴収していた。これまで1万人の顧客が事務手数料を支払った。すべての顧客の氏名住所は銀行のデータベースに記録されている。

ケース 2

B市が運営している地下鉄の運賃は条例で定めることとなっている。しかし、条例では1乗車2ドルと定められているにもかかわらず、B市は条例を変えることなく1年前から運賃を2.5ドルに値上げをしていた。切符の発売記録から1年間で600万人が利用したことは明らかであるが、誰が何回利用したかはわからない。

ケース 3

C会社は、日本のブドウ産地である北海道でワインを製造している会社である。C会社はチリ産の安いテーブルワインを輸入して、北海道産のヴィンテージワインと表示を変えて1本30ドルで販売をしていた。C会社はこれまでに1万本を販売している。

ケース 4

D鉄道会社が運行していた特急列車が、竜巻に巻き込まれて脱線し、50人が死亡、150人が怪我をした。事故原因については、不可抗力という見方とD鉄道会社に列車の運行を停止しなかった過失があるとの見方がある。想定される被害者の損害額は、死亡者で平均50万ドル、けが人で平均10万ドルと見込まれる。

ケース 5

E会社が製造するヨーグルトが原因で食中毒が発生した。食中毒の原因となった菌が混入したヨーグルトは少なくとも5万個が製造され出荷された。この結果、多数の人が病院に行き、入院した者もいた。しかし、何人の人が発症したかは正確にはわからない。

(別紙2)

和解事例

①従業員の個人情報漏洩事件

<事案の概要>

オンタリオ州在住の住民2名が代表原告となってカナダ政府にクラス訴訟を提起した事案。2003年夏にあった洪水により、ある政府機関が管理保管していたその機関に勤務する従業員の個人情報データ（氏名、住所、電話番号等）が流出するという事件があった。代表原告は、政府機関に勤める従業員もしくはその配偶者を代表し、カナダ政府に対して、情報管理の落ち度により情報流出に伴う不安や精神的トラウマをクラス構成員に与えたとして、総額750万カナダドルの賠償を求めた。

<訴訟の経過>

2004年 5月 4日 提訴
2007年 8月27日 クラス訴訟として認証
2009年 4月 ディスカバリー手続終了
2010年 6月30日 当事者間で和解合意
2010年 8月12日 和解承認申請
2010年 8月23日 裁判所による和解承認

<和解内容の骨子>

- ・被告は、当時の従業員リストに名前があった者すべて（366名）に対して、各自1000カナダドルの小切手を和解承認後60日以内に送付する。
- ・被告は、上記従業員のうち情報流出により具体的な精神的被害を受けたことを医学的に証明した者に対する賠償のための基金として10万カナダドルを拠出し、被害を証明した者の間で基金額を均等に分割して受け取る（一人1万カナダドルを上限）。
- ・具体的被害を主張する者は、和解に関する通知を受領した日から90日以内に、被害を立証するために必要な証拠（カルテや診断書等）を添えて、請求手続を行う。
- ・上記請求の妥当性の判断は双方代理人が合意の上で選任した医療専門家である評価人によりなされるものとし、双方は原則として当該評価人の判断に従う。
- ・上記請求手続については原告代理人事務所において事務を管理し、被告は管理に要する費用（評価人の費用を含む）を支払う。
- ・基金に残余が生じた場合には被告に返還される。
- ・被告は、原告代理人の弁護士報酬を含む諸費用として約15万カナダドルを支払う。
- ・和解の告知は電子メール及び通常郵便で行い、地元紙での公告も1回行う。

②スカボロー病院における院内感染事件

<事案の概要>

2006年5月20日、オンタリオ州にあるスカボロー病院は、同病院において人工透析を受けた患者の間にB型及びC型肝炎への感染が蔓延していることを公表した。その後、約400名の患者等に肝炎感染の危険性が生じているとして、トロント市の保健所から通知が送られた。

この病院で透析を受けて肝炎になった患者の一人が代表原告となり、トロント市の保健所から通知を受けた者をクラス構成員として、病院に感染を防止する義務を怠ったことによる損害賠償を求めるクラス訴訟が提起された。

<訴訟の経過>

2006年 5月23日 提訴
2007年 5月25日 クラス訴訟として認証
2010年 2月25日 クラス定義の修正を認める決定
2010年 4月17日 裁判所による和解承認

<和解内容の骨子>

・和解においては、トロント市の保健所から通知を受けた者につき、さらに以下の4つのサブクラスに分類した。

A Infected Class Members

2005年2月1日から2006年8月25日までの間にスカボロー病院において人工透析を受けた患者で2005年の肝炎検査では陰性だったが2006年の肝炎検査では陽性であった者。なお、すでに病院側が氏名等を把握をしている者(9名)については、和解条項別紙に明記されている。

B Patient Notice Class Members

2005年2月1日から2006年8月25日までの間にスカボロー病院において人工透析を受けた患者で、(a)2006年の肝炎検査で陰性、(b)2006年の肝炎検査、2005年の肝炎検査のいずれも陽性であった者。なお、Bに属する者のうち少なくとも474名については、和解時点において氏名等が把握されている。

C Contact Class Members

2005年2月1日から2006年8月25日までの間にスカボロー病院において人工透析を受けた患者と接触を持ったことのある者

D Family Class Members

クラス構成員の配偶者、子供、孫、親、祖父母、兄弟

- ・Aのクラス構成員に対して、病院はそれぞれ5万カナダドルを支払う。ただし、このうち1万500カナダドルは弁護士費用として控除される。残額についてはクレームアドミニストレーターを通じて支払われるが、このうち9割がAのクラス構成員本人に、1割がDの家族構成員に分配される。
- ・B及びCのクラス構成員に対して、病院はそれぞれ1000カナダドルを支払う。ただし、このうち210カナダドルは弁護士費用として控除され、40ドルについてはカナダ腎臓基金に寄付される。なお、クラス構成員の手取額750カナダドルの支払は、クレームアドミニストレーターから各クラス構成員に対して小切手を送付する方法でなされ、6ヶ月以上経過した未換金分についてはカナダ腎臓基金に寄付される。
- ・Aのクラス構成員だけは、5万ドルの金額に不服のあるときは和解条項で指定されたレフェリー (referee) に対して損害査定を求めることができる。
- ・和解時点において氏名等が把握されていない者についても、2010年9月1日までに届出をしてクラス構成員に該当することを立証し、病院ないしレフェリーが認めた者については、上記同様に賠償金を支払う。
- ・代表原告の代理人弁護士に対しては、上記の控除される弁護士費用の他、10万5000カナダドルを病院から支払う。
- ・告知費用は病院において負担する。
- ・病院は和解により不法行為があったことを認めるものではない。

③メープルリーフ事件

<事案の概要>

メープルリーフ社(以下「M社」という。)は、カナダでもっとも著名な食肉加工メー

カーの一つ。2008年7月にM社のオンタリオ州にある工場のあるラインで製造した製品（243種）にリステリア・モノサイトゲネス（*Listeria monocytogenes*）という病原性のある細菌が混入するという事件が発生した。その結果、カナダ全土で57人がリステリア症を発症したことが確認され、このうち23人が死亡した。その後、カナダ国内の4州において、2008年1月から8月までの間にリコールの対象となったM社製品を購入もしくは消費したした人（その家族を含む）をクラス構成員とするクラス訴訟が提訴された。

<訴訟の経過>

2008年 8月25日 各州で提訴

2008年12月17日 当事者間で和解合意。その後、クラス訴訟としての認証申請と合わせて、和解承認申請

2009年 3月～4月 各州で裁判所によるクラス認証及び和解承認

<和解内容の骨子>

- ・M社はクラス構成員の利益のために、告知費用、分配管理費用、弁護士費用を含めて2500万カナダドルを拠出するとともに、届出賠償額に対する不足が生じた時には200万カナダドルまでの追加負担に合意する。
- ・M社は和解により法的責任を認めるものではない。
- ・全ての裁判所が和解条項を承認したときに限り和解は有効となる。
- ・被害者の症状の内容及び程度に応じて12レベルに分類し、それぞれのレベル毎に750カナダドルから12万5000カナダドルを拠出金から支払う
- ・被害者は和解条項の各ランクで定められた条件に合致することを証明する資料を添付して2009年7月31日午後5時までに届出を行い、裁判所から指定されたクレームアドミニストレーターが和解基準に従い審査をする。
- ・比較的重度の被害を受けた者は、和解基準から離れた賠償を求めることができ、その場合には仲裁人による判断を行う（この場合、和解基準額を上回ることもあれば、下回ることもあり得る）。
- ・クレームアドミニストレーターが認めた賠償総額及び告知等の費用が2700万カナダドルを超えたときは、按分弁済とする。
- ・剰余が生じたときは、重度の障害を受けた者及び死亡者に対して15%の割増賠償金を支払い、それでも剰余が生じたときは弁護士費用を追加して支払い、それでもなお剰余が生じたときは慈善団体に配分する。

<和解で定められた症状レベルの例>

- レベル1 商品の消費後、24時間以上48時間以内持続する症状が生じた。
症状に関する医師の証明等不要。
→ 750カナダドル
- レベル2 商品の消費後、48時間以上1週間以内持続する症状が生じた。
症状に関する医師の証明必要。
→ 3000カナダドル
- レベル6 商品の消費によるリステリア症により後遺症が生じた。
症状に関する医師の証明必要。
→ 7万5000カナダドル+入院1日につき750カナダドル
- レベル8 商品の消費によるリステリア症により死亡した
→ 12万カナダドル